

白川町長の職務を代理する職員の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月15日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第31号

## 白川町長の職務を代理する職員の順序を定める規則の一部を改正する規則

白川町長の職務を代理する職員の順序を定める規則（昭和59年白川町規則第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 第152条第3項の規定による、白川町長の職務を代理する上席の職員は、参事及び白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第1条に定める課の長の職にある者とし、その順序は、第1順位を参事とし、第2順位以後は同条に定める課の順序とする。</p> <p style="text-align: right;">第1順位 参事 第2順位 総務課長 第3順位 企画課長 第4順位 町民課長 第5順位 保健福祉課長</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 第152条第3項の規定による、白川町長の職務を代理する上席の職員は、参事及び課長の職にある者とし、その順序は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">第1順位 参事 第2順位 総務課長 第3順位 企画課長 第4順位 町民課長 第5順位 保健福祉課長</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。